



災害復旧費について

令和元年10月

九州厚生局健康福祉部健康福祉課



1 災害復旧制度

○ 概要

財務省で定める「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（以下「実地調査要領」という。）に基づき、査定官（九州厚生局）及び立会官（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））により災害査定を実施し、査定結果として認めた復旧事業費を上限として国庫補助が実施される。

○ 対象施設

- ① 平成21年2月13日雇児発第0213001号社援発第0213003号老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知の別紙「社会福祉施設災害復旧費事務取扱要領」2(1)アに掲げる施設の災害復旧事業
- ② 平成25年12月16日健総発1216第2号健康局総務課長通知の別紙「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」の2(1)アに掲げる施設の災害復旧事業

○ 対象経費

- ・ 施設整備（本体工事費、冷暖房工事費、施設と構造的に一体的な設備費等）
- ・ 災害復旧費の調査額が1件につき80万円以上（ただし、保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、感染症指定医療機関及び市町村の設置する火葬場、と畜場については40万円以上）であること。

※施設と一体的ではない設備については補助対象外（送迎バス等）

○補助率

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」及び「保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下これらを総称して「交付要綱」という。）を策定し補助率を定めているところである。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合は、国の補助率の変更があり、通常の交付要綱とは別に交付要綱が策定される。

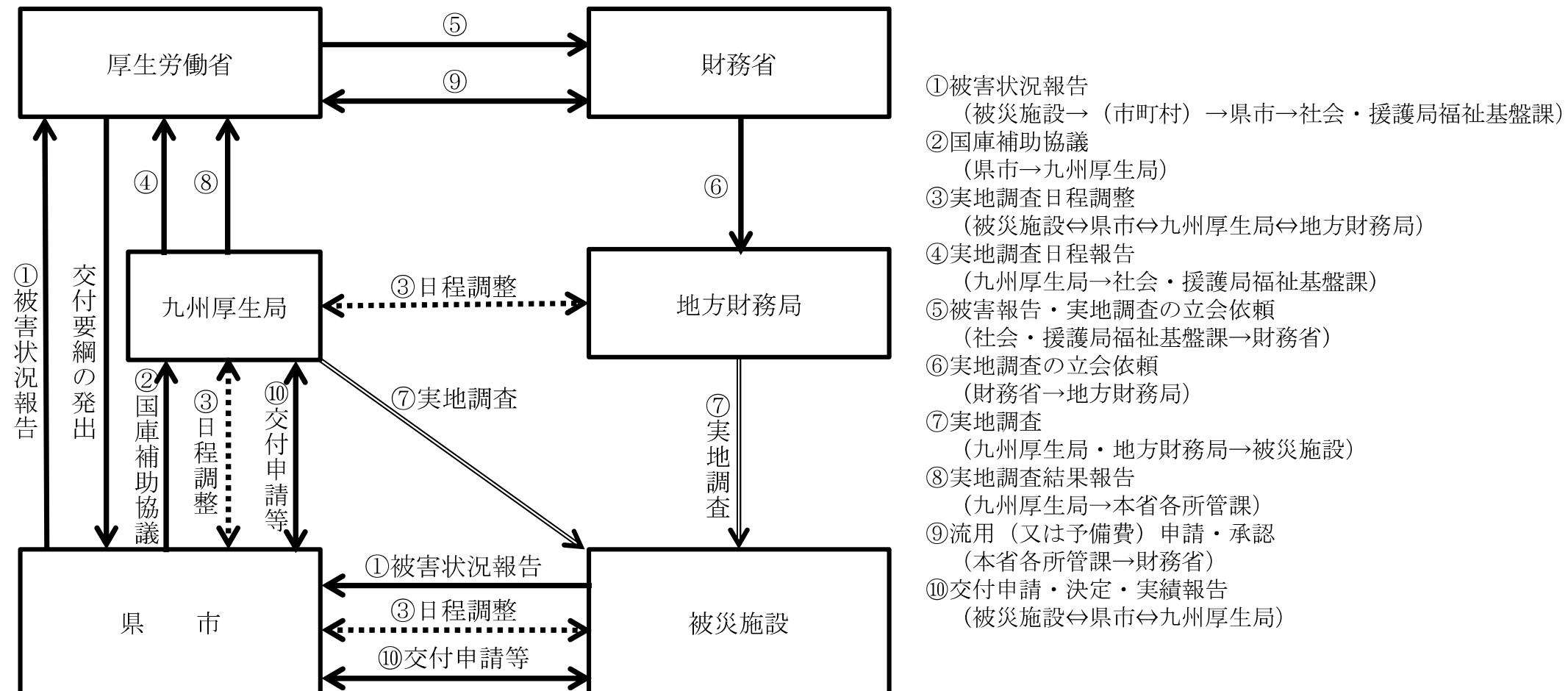


○根拠法令等

- ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
(昭和59年9月7日藏計2150号、会発第737号)
- ・厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
(昭和59年9月7日事務連絡227号)
- ・官庁建物等災害復旧実地調査要領
(昭和47年6月6日藏計1905号)
- ・公共土木施設災害復旧事業査定方針
(昭和32年7月15日建設省河発351号)
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
(昭和37年9月6日法第150号)
- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について
(平成21年2月13日雇児発0213001号、社援発第0213003号、老発第0213001号)
- ・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について
(平成25年12月16日健総発1216第2号)
- ・補助金等に係る寄付金その他の収入の取扱いについて
(昭和35年4月25日会発1312号)

2 災害復旧の事務手続き

(1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の場合





(2) 被災時の対応

① 被害報告等の情報提供

社会福祉施設等の場合は、県・指定都市・中核市（以下、「県市」という。）から、社会・援護局福祉基盤課へ報告いただきたい。（「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日雇児発第0220第2号、社援発第0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号））

保健衛生施設等の場合は、九州厚生局健康福祉課へ報告いただきたい。

県市以外の市町村については、県を通して本省又は九州厚生局に報告するため、まずは県に報告していただきたい。

② 災害復旧事業の早期着工

被災施設については、災害査定を待たず復旧しても差し支えないが、当該被災部分の写真等を念入りに撮っておくなど、災害査定時に被災事実を証明できるよう県市から被災施設関係者へ連絡すること。（社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領3 災害復旧事業の早期着工を参照）

(例1) ガラスが100枚割れていれば、100枚分を撮影する。写真がない被災箇所については査定対象となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておく。

(例2) 豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいで注意すること。具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、査定対象となることもある。よって、反り返りがわかるよう平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておく。

(例3) 建物の亀裂・ひび割れの場合は、見積内容がメートル単位であることが多いため、亀裂・ひび割れの箇所にスケールをあてている写真を撮つておくこと。



(3) 国庫補助協議（九州厚生局）

① 国庫補助協議

県市では、(2) ①で報告した被災施設の内、災害復旧費国庫補助金の協議を希望する施設について、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」及び「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について」等に基づき、九州厚生局に協議書類を提出する。

【協議書類及び提出部数】

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

又は

ア 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（別紙様式1） 1部

イ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書（別紙様式2） 1部

※ 通知には上記しか記載されていませんが、見積書、図面及び被害写真も併せて提出をお願いいたします。

【提出期限】

協議書類は、災害発生の日から30日以内に提出すること。

【協議書の宛名】

九州厚生局長

② 国庫補助協議の内容等の審査

協議において災害査定実施の必要の有無及び申請内容（特に調査対象部分か対象外か）に問題があるかどうかについて、九州厚生局において審査する。

〈参考〉申請内容のチェックポイント

- ※ 被害を受けた要因は何か。また、それは実地調査要領第3（5）中の「異常な天然現象」の範囲に該当するか否か。
(例えば、最大風速何メートルか、最大24時間雨量が何ミリか・・)
- ※ 社会福祉施設等又は保健衛生施設等中の1か所当たりの復旧事業費（査定後の調査額）が、災害復旧の施設整備における下限額を満たしているか。
- ※ 適用除外（協議対象外事業）とされている以下の項目に該当していないか。
 - 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - ・被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ・当該年度に整備計画があるもの。
 - ・建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
 - 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの。
- ※ 復旧事業費の積算は、実地調査要領第6に基づき、「諸経费率」が定められている。

③ 災害復旧の原則

災害復旧は、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本である。そのため、被災経験を踏まえ、耐震等の強化対策を講じることは、災害査定上では認められない。

ただし、原形復旧として認められた額に対して、自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を行うことを妨げるものではない。

④ 災害復旧に係る寄付金及びその他の収入（火災保険収入）の取扱い

災害復旧の際に寄付金及びその他の収入（火災保険収入）（以下「寄付金等」という。）がある場合は、次のいずれか低い方の額を国庫補助基本額とする。

ただし、その他の収入（火災保険収入）は、過去において、補助金等の交付を受けて建設し、あるいは、改修改築等により効用の増加した既存建物等の全部又は一部が被災した場合のみに適用する。

総事業費－（寄付金等－査定額×自己負担率）

又は

査定額

のいずれか低い方の額

=国庫負担（補助）基本額

なお、災害復旧費の交付決定までに保険金額が決定しない場合は、査定額で交付決定を行い、交付額の確定の際に上記の算定方法により国庫補助基本額を決定する。

⑤ 実地調査のスケジュール調整

県市から提出された協議書を受付後、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、県市、設置主体、工事業者との間でスケジュール調整を行います。

(4) 実地調査及び査定（九州厚生局）

① 査定日程の作成

ア 災害は年災（1月から12月）として取り扱われること、1億円以上の災害については現地調査の後に本省協議が控えていること、また、国費の財源措置に一定の期間を必要とするところから、原則として12月中に災害査定（現地調査）を完了するよう財務本省から口頭指示が出されている。

イ 県市から提出された協議書を九州厚生局が受付後、財務局に連絡し、査定の候補日をいくつか確保するので、県市においては、候補日の中から設置主体及び工事業者のスケジュールを調整していただきたい。

所要時間としては、机上査定（協議額が200万円未満）の場合は、午前1件、午後2件、現地調査（協議額が200万円以上）の場合は、1日1件を目安とするので、全体の査定が円滑に行えるように日程を作成していただきたい。

〈参考〉スタンダードな行程（実地調査の場合）

- | | | | |
|-----|----|---------------------------|--|
| 1日目 | 午前 | 九州厚生局及び財務局から現地へ移動
現地到着 | <ul style="list-style-type: none">・事務所にて概要説明・現地確認（被災規模に応じて） |
| | 午後 | | <ul style="list-style-type: none">・施設内等にて設計書等により詳細を確認・査定方針決定（設計書等申請書類の朱入れを指示） |
| | 夕方 | | <ul style="list-style-type: none">・訂正後の関係書類を確認・申請者に査定結果を伝え、報告書にサインし完了 |

ウ 日程調整が終了した後、県市が作成した日程表等を査定予定日の前々週の水曜日までに九州厚生局を経由して、社会・援護局福祉基盤課へ提出する。（福祉基盤課から財務省主計局司計課補助金調査係へ立会官の立会依頼を行う。）

エ 調査は、当該被害地域を所管する財務局の立会のもとに、原則として実地にて行うことになるが、申請額が200万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地庁舎等において机上にて調査を行うこととされている。

② 現場にて

ア 概況説明

申請者又は県市は、被災施設の査定会場（事務所等）にて被災の状況及び復旧方針等について図面や設計書等により概況を説明する。

イ 被災場所での確認

申請者は被災の状況及び復旧内容等について説明するとともに、査定官及び立会官からの質問に回答すること。

ウ 査定方針の決定・通告

査定方針の決定後、査定官より、申請者に対して査定方針を通告する。
(この通告をもって、内示としている。)

③ 災害査定（現地調査）終了後

本省協議（現地調査額が1億円以上の場合又は現地調査において査定官と立会官との意見が一致しない場合のみ実施）



(5) 災害復旧費精算交付申請及び決定

本省において、当初予算の流用や補正予算により、災害復旧費の予算を確保したら、九州厚生局を通じて、県市に連絡するので、交付申請書（工事が終わっていない場合）又は交付申請及び実績報告書（工事が終わっている場合）を九州厚生局長あて提出すること。